

別記様式第1号(第四関係)

ろくじぞうちくかっせいかけいかく
六地蔵地区活性化計画

滋賀県栗東市
滋賀県

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	六地蔵地区活性化計画			計画期間(2)	平成25年度～平成26年度
都道府県名	滋賀県	市町村名	栗東市	地区名(1)	六地蔵地区

目 標 :(3)

本地区の農地は形状が不規則で矮小であり、道路に面していないもの(田越しの田)も多く存在することから、非常に作業効率の悪い現状にある。区画整理を行い、道路、用排水路を整備し、農地の集積を行うことによって大型農業用機械の導入を促進する。あわせて集落営農を組織し、農業経営を安定させ、農業の振興を図ることにより住民の定住を促進し、区域内の人口減少率の維持を図る。従って、活性化計画の目標としては、基盤整備事業完了後の人口減少率が7.5%を上回らないようにする。
(H19 702人 H24 649人 過去5年の減率7.5%)

人口 平成19年3月 702人 平成24年11月 649人

目標設定の考え方

地区の概要:
本地区は一級河川野洲川の左岸、栗東市六地蔵に位置する。区域内は概ね平坦である。人口は約650名。本地区は区画が未整理であり、道路に面さないいわゆる「田越しの田」が多く存在し、その多くは矮小で作業効率の悪いほ場となっている。地権者数は約130人で、1人当たりのほ場面積は0.2haとなっている。これらのことから農作業の効率化と生産性向上を図るため、基盤整備の実施と営農組合の組織が望まれている地区である。

現状と課題
本地区は区画未整理地区であり、農道や畦畔が湾曲し、その幅員も軽車両が通行できる2m程度であり、大型農業機械の使用が困難である。また、道路や用水路に面していないいわゆる「田越しの田」も存在しており、作業効率が悪い状態である。

今後の展開方向等(4)
ほ場整備を行い区画整理、農道、用排水路整備を実施することにより、農用地の集団化や農業用機械の大型化を図り、効率的かつ安定的な農業経営が可能となる。また集落営農組合を組織し農用地利用の集積を促進することで、農業従事者の意欲向上や安住化、地域の活性化を目指す。

〔記入要領〕

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
栗東市	六地藏地区	基盤整備(14 農用地等集団化)	栗東市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
栗東市	六地藏地区	農業競争力強化基盤整備事業	滋賀県	計画期間:平成27年度～平成31年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

六地藏地区(滋賀県栗東市)	区域面積 (2)	31ha															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>区域設定の考え方 (3)</p> <p>法第3条第1号関係:</p> <p>六地藏地区において、現況用水系統にまとまりがあり、営農上の農地の集団化が図られる。区域について、地権者と協議のうえ事業実施区域を定め、その集落区域を活性化区域として設定した。当該等地区の総面積に対する農林地の割合は93.5%(29ha/31ha)を占め、地域において農林業が重要な役割を担っており、法第3条第1号に該当する区域である。また、地区内世帯数203戸のうち農業を営む世帯は106戸と半数を占める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>法第3条第2号関係:</p> <p>農家戸数(農用地利用改善団体加入者)は横ばい状況にあるものの、地区人口は7.5%の減少となっている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1)人口</td> <td style="width: 20%;">平成19年3月</td> <td style="width: 15%;">702人</td> <td style="width: 20%;">平成24年11月</td> <td style="width: 15%;">649人</td> </tr> <tr> <td>2)農家戸数</td> <td>平成18年度</td> <td>106戸</td> <td>平成23年度</td> <td>106戸</td> </tr> <tr> <td>3)農業経営世帯に占める65歳以上人口割合</td> <td>平成18年度</td> <td>31.2%</td> <td>平成23年度</td> <td>34.2%</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第3条第3号関係:</p> <p>計画区域は農業振興地域内の農用地区域であり、市街化を形成している区域は含んでいない。</p> </div>			1)人口	平成19年3月	702人	平成24年11月	649人	2)農家戸数	平成18年度	106戸	平成23年度	106戸	3)農業経営世帯に占める65歳以上人口割合	平成18年度	31.2%	平成23年度	34.2%
1)人口	平成19年3月	702人	平成24年11月	649人													
2)農家戸数	平成18年度	106戸	平成23年度	106戸													
3)農業経営世帯に占める65歳以上人口割合	平成18年度	31.2%	平成23年度	34.2%													

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たったの基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

ほ場の区画整理により形成された集団化農地、道路、水路、またそれらの整備により導入された大型農用機械による農業の作業効率向上、効率化、地域住民によって組織された農業営農組合などの取組によって地域の活性化状況を確認しつつ、栗東市で行っている人口統計調査により、人口の減少率や農業集積度合の把握を行ったうえで第三者の意見を聞き目標達成状況の検証を行う。

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。